

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

東近江市（以下「本市」という。）は、近畿最大の耕地面積を誇る一大穀倉地帯であり、愛知川等によって育まれた肥沃な農地において、近江米をはじめ、大豆、麦、野菜、果樹、肉用牛、花きなど質の高い農業生産が行われてきました。

しかしながら、農業・農村をめぐる社会的・経済的諸情勢が急激に変化しており、農業・農村の将来が見通せない状況になってきています。一方、農業・農村が市民にもたらす大きな恵みは、100年、200年たっても無くてはならないものです。このため、本市の特徴ある農業形態を生かしながら、将来を見据えた農業振興施策を展開し、これを通じて新たな時代に対応した農業・農村を確立していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、農家の皆様はもとより市民の皆様に対して本市の農業・農村の将来像と進むべき方向性を明らかにするとともに、今後の農業・農村振興を計画的に推進していくための指針として、平成28年7月に東近江市農村振興基本計画（アグリプラン）（以下「本計画」という。）を策定しました。

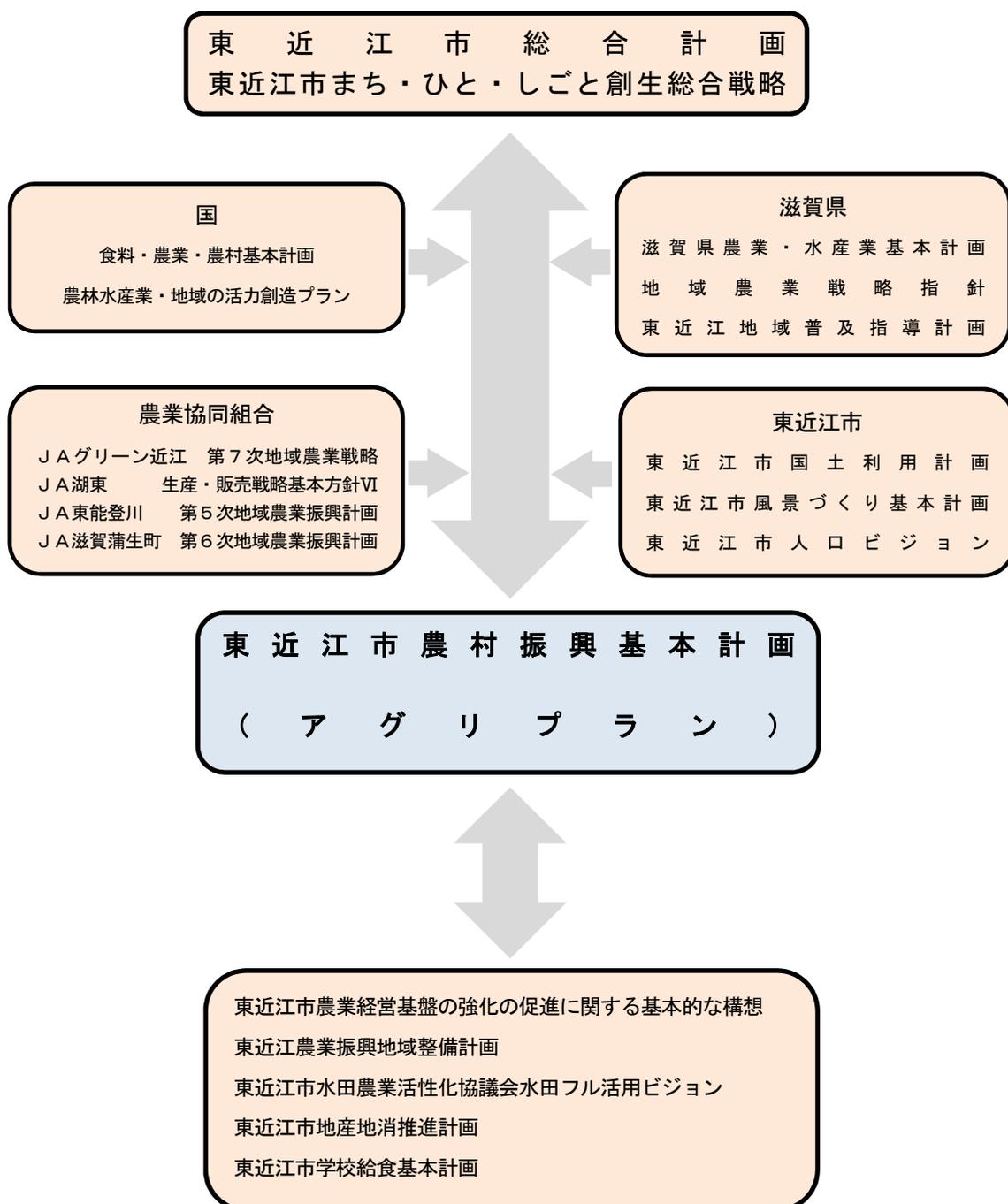
今般、変化し続ける社会経済状況、新型コロナウイルスの流行、スマート農業の進展等も踏まえて令和3年3月に本計画を改定します。



2 本計画の位置づけ

本計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」、県の「滋賀県農業・水産業基本計画」、本市の「東近江市総合計画」、「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を踏まえ、農業従事者や農業関係団体と連携を図りつつ、本市の農業・農村振興を計画的に推進していくための指針と位置づけます。

近年、本市の農業及び農村を取り巻く環境は、社会的・経済的諸情勢の変化、担い手の不足や高齢化、農林水産物輸入の規制緩和などにより、大きく変化しています。こうした社会経済情勢に対応した地域農業を確立し、健全な発展を図るために、本計画に基づき、農業・農村振興のための各種施策を計画的に展開していく必要があります。



3 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とします。

中間年次である令和 2 年度で評価を行い、計画実施の進捗状況や外部環境の変化などに応じて、計画の見直しを図りました。

年	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
計画期間										
備考					国勢調査 農 林 業 センサス					国勢調査 農 林 業 センサス

